

第6期 流山市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

第2期 流山市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

素案

（障害児福祉計画抜粋）

## 第1章 計画策定にあたって

### 4 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念としています。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

## 第2章 第1期流山市障害児福祉計画(平成30～32年度)の評価

### 5 各事業の実績

#### (4) 障害児通所支援等の実績

##### ア 障害児通所支援等 〇

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、各サービスの利用日数、利用者数は、概ね増加傾向となっています。年少人口の増加により障害児通所サービスの利用者が増加していることやサービス利用についての垣根が低くなっていることが考えられ、以前よりも保護者の障害に対する理解が深まってきていると考えられます。

令和2年度の実績(推計値)の児童発達支援については新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により利用日数の大幅な減少が見込まれます。

※( )内は第1期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	2,033 (1,510)	2,359 (1,637)	1,600 (1,836)
	利用者数 【人/月】	187 (122)	235 (136)	249 (149)
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	1 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	0 (1)
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	2,913 (2,762)	3,364 (3,241)	3,555 (3,720)
	利用者数 【人/月】	224 (154)	268 (181)	295 (208)
	市内事業所	20 (20)	20 (22)	24 (24)
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	6 (6)	4 (7)	1 (8)
	利用者数 【人/月】	4 (5)	3 (6)	2 (7)
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	70 (86)	77 (107)	105 (128)
	市内事業所	7 (8)	10 (9)	10 (10)

イ 障害児通所給付費

子育て世代の流入により、年少人口も増加傾向にあります。それに伴って障害児通所給付費も年々増加しており、過去5年間の平均増加率は134%を超えていますが、近年は増加率が緩やかになってきています。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通所を控える利用者もいたことから、増加率は抑制されることが予想されます。

単位：円

給付種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	280,723,464	349,696,784	418,894,057
医療型児童発達支援	0	44,980	153,604
放課後等デイサービス	342,800,320	400,095,634	524,025,428
保育所等訪問支援	1,143,363	750,746	1,403,449
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援等	13,482,523	14,379,728	20,641,087
合計	638,149,670	764,967,872	965,117,625

### 第3章 障害福祉サービス等の見込量

#### 1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置します。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保します。

- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	目標値	備考
令和5年度末までの児童発達支援センターの新設数	1箇所	児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援実施するなどにより市内において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	重症心身障害児の支援には専門性を必要とすることから、圏域での確保等についても検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	

- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。また、感染症拡大防止対策に

について各事業所と連携して取り組みます。

### 3 第2期障害児福祉計画における各サービスの見込み量と確保の方法

第2期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第1期障害児福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

#### (1) 児童発達支援 見

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	2,739	3,119	3,499
	利用者数 【人/月】	249	284	318

#### 【見込量確保の方法】

○児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。

○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。

#### (2) 医療型児童発達支援 見

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	1	1	1
	利用者数 【人/月】	1	1	1

#### 【見込量確保の方法】

○本市には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、人口の増加によって理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

#### (3) 居宅訪問型児童発達支援 見

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○対象となる障害児の把握を行いながら、児童発達支援センターと連携し必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス 見

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	4,023	4,491	4,959
	利用者数【人/月】	309	345	381
	市内事業所数	25	26	27

【見込量確保の方法】

○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。

○県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。

○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。

(5) 保育所等訪問支援 見

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	5	5	5
	利用者数【人/月】	3	3	3

【見込量確保の方法】

○保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを

中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

(6) 障害児相談支援 見

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数【人/月】	130	160	200
	市内事業所数	11	12	13

【見込量確保の方法】

- 既存及び新規の障害児通所支援等事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。
- 障害児相談支援を行っている市外事業所へ市内でのサービス提供を働きかけ市内においてもサービスが受けられるような体制を確保します。
- 流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。

(7) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助 身知精発難児

医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービス又は日中一時支援を実施する事業所が看護師等による医療的ケアを実施した際に、当該看護師等に係る人件費の一部を補助するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害児等通所事業所特別支援事業補助	事業所数【箇所】	2	2	3

【見込量確保の方法】

- 現在、市内には「バンビのおうち」、「あおっこ」の2箇所がありますが、医療的ケアが必要な障害児の増加を見込み、現状の見込量を引き続き確保していきます。

(8) 障害児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制 見

保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。



項目	令和5年度末における 目標値	備考
保育所における障害児の受入れ人数	56人	うち医療的ケアが必要な人数 7人
幼稚園(認定こども園を含む)における障害児の受入れ人数	21人	うち医療的ケアが必要な人数 3人
放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害児の受入れ人数	85人	うち医療的ケアが必要な人数 6人

**【見込量確保の方法】**

- 保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。
- 放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、教育総務課等の関係課や障害児通所サービス事業所、障害児相談支援事業所とも連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。
- 保育所等訪問支援サービスについて周知を図り、保育所等における支援方法について共有するとともに、安定した保育所等の利用ができるよう、事業の普及に向けた関係機関等の協力体制を整備します。